

埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱

1 目的

埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整実施要綱（以下「要綱」という。）は、身体障害者を主な利用対象としている指定障害者支援施設等（以下「指定施設等」という。）の入所に係る市町村間の調整を実施することによって、その利用が公平かつ公正に行われることを目的とする。

2 実施方法

埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、市町村からの調整の依頼に基づき、入所調整を行うものとする。

3 会議の構成

リハセンターの長は、埼玉県身体障害者関係指定障害者支援施設等入所調整（以下「入所調整」という。）に必要な事項を審議するため、会議を開催するものとする。

- (1) 会議は、障害者支援課1名、リハセンター4名、さいたま市障害者更生相談センター1名、市町村3名、指定施設等2名及びリハセンター長が適当と認めた者を委員として構成する。
- (2) 委員は、リハセンター長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 対象となる指定施設等

入所調整の対象とするのは以下の施設とする（以下「対象施設」という。）。

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設のうち生活介護及び施設入所支援を行うもの（多機能型の場合は生活介護及び施設入所支援を行う部分に限る。）
- (2) 旧身体障害者療護施設

5 招集

会議は、リハセンター長が招集する。

6 議長

会議の議長は、リハセンター福祉局長が行う。

7 審議事項

- (1) 対象施設の入所に係る優先順位の調整方針に関する事項
- (2) 前各号に掲げるほか、対象施設への入所に関するものでリハセンター長が必要と判断する事項

8 事務等

- (1) 市町村及び対象施設は、入所希望者に対して入所調整の目的及び手続き等について説明するとともに、市町村に入所調整依頼を行うよう助言するものとする。
- (2) 市町村は、リハセンター長の求めに応じて関係資料の準備、提出に協力する。

(3) 対象施設は、会議の審議結果に基づくリハセンターの調整結果を尊重する。

(4) 市町村は、会議の審議結果に基づくリハセンターの調整結果を尊重する。

9 事務局

会議に係る事務は、リハセンターが行う。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。